

○玉藻公園管理委員会規則

昭和37年12月25日

規則第43号

改正 平成10年3月26日規則第20号

平成13年3月23日規則第23号

平成20年12月1日規則第72号

平成23年2月25日規則第8号

平成24年8月24日規則第79号

平成26年4月1日用字用語整備施行

玉藻公園管理委員会規則

第1条 玉藻公園管理委員会（以下「委員会」という。）は、市長の諮問に応じ玉藻公園の管理運営に関する事項を審議する。

2 委員会は、前項の事項について市長に意見を具申することができる。

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 7人以内

(2) 公益財団法人松平公益会の理事 2人以内

(3) 香川県の職員 1人

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 2人以内

第3条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

第4条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

2 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員会の意見を聞いて市長が委嘱する。

第7条 委員会に幹事を若干人置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員会の庶務を行う。

第8条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和29年1月14日香川県知事、高松市長及び財団法人松平公益会との間で締結した玉藻公園管理委員会規約に基づき、現に顧問、委員又は幹事に任命又は委嘱されている者は、この規則により、顧問、委員又は幹事に任命又は委嘱されたものとする。

附 則（平成10年3月26日規則第20号）

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第23号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月24日規則第79号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。